

伊佐市監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を本市監査基準に準拠して実施し、同条第9項並びに伊佐市監査委員条例第8条第1項の規定により、その監査の結果を公表する。

令和5年11月17日

伊佐市監査委員 宮原 孝文
伊佐市監査委員 岩元 努

定期監査の結果に関する報告の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を本市監査基準に準拠して実施し、同条第9項並びに伊佐市監査委員条例第8条第1項の規定により、その監査の結果を次のとおり決定したので提出する。

1 監査の日程及び対象・実施場所

令和5年10月26日（木）

大口小学校、羽月西小学校、大口東小学校、山野小学校【各学校校長室】

令和5年10月30日（月）

大口中央中学校、本城小学校、針持小学校、田中小学校【各学校校長室】

2 監査の対象年度

令和5年度（令和5年9月30日現在）

3 監査の着眼点

行政監査の視点を加味し、事務の執行が法令に適合し正確であるか、また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が経済的、効率的、効果的に行われているかという観点から監査を行った。

4 監査の実施方法

監査にあたっては、本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行について、諸帳簿など必要な資料及び関係書類の提出を求め調査を行うとともに、学校長等の出席を求め、質疑等により監査を行った。

5 監査の結果

今回 小学校7校、中学校1校の監査を実施したところ、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることを認めた。

なお、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、教育委員会に文書で措置を促した。